

案内

住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、さまざまな困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯などに対して臨時特別給付金を給付します。

●支給対象世帯

①住民税非課税世帯／基準日（令和3年（2021年）12月10日）において、当町に住民登録されており、世帯全員の令和3年度（2021年度）分の住民税が非課税である世帯

※2月中旬頃に支給対象と思われる世帯主の方に確認書を発送していただきます。提出期限は確認書の発行日から3カ月以内となっています。提出期限を過ぎると給付金を受けられなくなるので、お早めの提出をお願いします。

※住民票の住所と居住地が違うなど、確認書が届かない場合があります。提出期限を過ぎると給付金を受けられなくなるので、コールセンターまでお問い合わせください。

※修正申告などにより、世帯全員の

令和3年度（2021年度）分の住民税均等割が非課税となった場合は対象となります。世帯主の方からの申請が必要になりますので、コールセンターまでお問い合わせください。この場合の提出期限は令和4年（2022年）9月30日です。

②家計急変世帯／住民税非課税世帯に該当しない世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年（2021年）1月以降家計が急変し、同一の世帯に属する全員が令和3年度（2021年度）分の住民税均等割非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※申請が必要です。申請書は、コールセンターにて配布しているのでお問い合わせください。提出期限は令和4年（2022年）9月30日です。

●注意

①②のいずれも、世帯の全員が住民税均等割が課税されている方の扶養親族等になっている場合は支給の対象外となります。

●支給金額／1世帯あたり10万円

●有田川町住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

☎0120・073・707

・場所／金屋庁舎1階 応接室内

・受付時間／9時～18時（役場開庁日に伴う）

問 やすらぎ福祉課（金屋庁舎）

メジロの捕獲は原則禁止

現在、メジロは捕獲禁止となっています。既に飼養登録されているメジロは引き続き飼養できます。なお、野外で野鳥を観察できない高齢者などは、捕獲が許可される場合があります。

問 有田振興局衛生環境課 ☎64

・1293

農振除外等申請の受付停止

農振計画の一部変更申請（除外や編入）の受け付けを停止します。農地転用を計画されるなど各種申請が必要な方は、日程にご注意ください。

●停止期間

令和4年10月1日（土）
～変更計画の告示まで

問い合わせ先／産業課（金屋庁舎）